主 ダ

原判決を破棄する。

被告人を罰金一万円に処する。

右罰金を完納することができないときは金二百円を一日に換算した期間 被告人を労役場に留置する。

弁護人小野謙三、同内水主一の各控訴趣意は各同人作成名義の控訴趣意(但し内水主一の控訴趣意書(追加)と題する書面を含む)と題する末尾添附の書面記載のとおりでおる。これに対し当裁判所は次のように判断する。

〈要旨第一〉弁護人小野謙三の控訴趣意について〈/要旨第一〉

第一、児童福祉法第三十四条第一項第六号の罪は、各個の淫行毎にそれと同数の罪が成立するものであるという論旨は容認できない。蓋し、罪数は、常に必ずいも、自然的行為の数又は犯罪構成要件を充足する結果の数とも一致するものでものところであり原判決挙示の証拠によれば、被告人は、等の別に継続的営業的に売淫行為をすることの情を知りながら、被告人が売淫行為にといるにといるでありながら、被告人が売淫行為が良宜に供するために設営した特殊飲食店「E」の各室をそれぞれ同女等にあてが包供した事実が認められるから、原判決が被告人の行為を児童一人毎にそれぞれを担じて各一罪として処断したのは相当である。少くも、弁護人の本件被告人の犯罪行為の数は原判決認定のそれよりも、なお多数存するという主張は、ないの犯罪行為の数は原判決認定のそれよりも、なお多数存するととは適切ではおいるの犯罪行為の数は原判決認定のそれよりも、なお多数存するととは適切ではないにとつて畢竟不利益に帰するから、これを控訴の趣意とすることは適切ではない。

第二、しかし、原審並びに当審が調べた証拠に現われた事実に徴すると、前記説明のように被告人が経営する新潟市ab番町c番地特殊飲食店「E」は同市のいわゆる花街の一角にある同種の店が軒を連らねるのみでなく、「E」の屋内の対して設営されておる外、判示各児童に対して設営されておる外、判示各児童に対しるの対しておるがら、それぞれ売淫のため使用させりながら、それぞれ売淫のため使用であるとを知りながら、それぞれ売淫のため使用であるから、目的で、いわゆる自分の部屋を与えかつ当該児童から売淫の都度その収益を大きの中から一定率の金銭を徴していた〈要旨第二〉事実が明白であるから、たと〈要旨第二〉春をして、かかる行為をするように直接かつ積極的に勧誘も強制もしなかったる児童の売淫行為自体は各児童の任意に出たもので些も被告人がそれ等の〈書をして、かかる行為をするように直接かつ積極的に勧誘も強制もしなかったと、判示各売淫行為に関する前記であると認めるの行為は児童福祉法第三たとの表第一項第六号にいわゆる児童に淫行をさせる行為であると認めるの成立を阻却のようによりる「指止」をしたと認めるに足りる証拠はない。故に原判決には所論の法令違反もない。論旨はいづれも理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中薫 判事 石井文治 判事 鈴木勇)